

## 1 委託業務の名称

知って！使って！考えて！やまがた鉄道利用促進企画業務

（上記業務は、具体的には次の2つの業務から成る。）

- 1 「やまがた鉄道応援団」LINE公式アカウント構築・プロモーション等業務（「鉄道の日記念キャンペーン」の広報を含む）
- 2 鉄道の利用促進PR動画制作及び情報発信業務

## 2 業務の目的

- 1 「やまがた鉄道応援団」LINE公式アカウント構築・プロモーション等業務

「やまがた鉄道応援団」（以下「応援団」という。）の設立に併せ、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した公式LINEアカウントを構築し、県内外に向けて山形県内の鉄道に関する情報を効果的に発信できる環境を整えるとともに、各種広報や「鉄道の日記念キャンペーン」の実施により会員数の増加や県内の鉄道利用促進につなげていくことを目的とする。

※ キャンペーンは委託者が実施するが、広報は事業者に委託するものとする。

（参考）「やまがた鉄道応援団」とは

別紙1-1「やまがた鉄道応援団」の概要について」、別紙1-2「会員画面イメージ」を参照。

※ LINE公式アカウントは、令和7年9月24日（水）から運用開始予定。

- 2 鉄道の利用促進PR動画制作及び情報発信業務

鉄道を利用したくなるようなメッセージ性のあるPR動画を制作するとともに、SNSを活用し、情報発信を行うことで、多くの県民を動画視聴に誘引し、鉄道の利用について呼びかけを行うとともに、動画内で応援団についてもPRし、県内の鉄道利用促進につなげていくことを目的とする。

## 3 業務内容

- 1 「やまがた鉄道応援団」LINE公式アカウント構築・プロモーション等業務

委託する業務は、次の(1)から(4)の内容とする。なお、上記2に記載の「業務の目的」をより効果的に達成するため、経費の範囲内で、業務内容の追加を提案しても差し支えないものとする。

### (1) LINE公式アカウント構築業務

以下の①、②の要件を満たすLINE公式アカウント「やまがた鉄道応援団」を構築すること。

なお、LINE公式アカウントは、令和7年9月19日（金）までにアカウントの構築等を完了すること。

## 《要件》

### ①LINEの初期導入

#### ア ホーム画面におけるプロフィール設定

ホーム画面にプロフィール画像及び背景画像、プロフィールの電話番号、住所（地図）、webサイトなどの基本情報を設定すること。

#### イ LINE公式アカウント

アカウントの管理者はやまがた鉄道沿線活性化プロジェクト推進協議会事務局（山形県みらい企画創造部総合交通政策課）とする。また、当該契約解除時は、LINE IDを返却するものとする。

#### ウ 画像等の作成

事業者は、委託者が手配したキービジュアルの提供を受け、これに加工を施す等してリッチメニュー等の画像を作成し、導入・運用業務に使用すること。

### ②機能面

#### ア リッチメニューの作成

- ・トーク画面の下部に画像付きのメニュー表示を設けること。
- ・各リッチメニューは、指定するURLにリンクできること。
- ・運用開始時点のリッチメニュー（案）は次のとおり（メニュー（案）は変更する可能性がある）。

（ア）「やまがた鉄道沿線活性化プロジェクト」

（イ）鉄道の魅力発信サイト「のってぐやまがた」

（ウ）キャンペーン等（会員特典）情報

（エ）鉄道の利用促進PR動画

（オ）山形新幹線米沢トンネル（仮称）整備事業の募集（ふるさと納税）

（カ）やまがたへの旅（山形県公式観光サイト）

## (2) 年度内の管理運用業務

### ① 技術的助言等

委託者がLINE公式アカウント「やまがた鉄道応援団」を円滑に運用するため、又は不具合を解決するため、委託者の求めに応じて迅速に技術的助言やサポート等の対応を行うこと。

《想定される具体的事案》

- ・投稿に関する技術的支援
- ・トラブル発生時（投稿が反映されない、リッチメニューのリンク切れなど）の原因調査と復旧支援
- ・トラブル発生時のSNS事業者への問い合わせ支援
- ・セキュリティに関する相談 など

### ② 操作研修

本業務の実施に係る操作研修を行うこと。研修形態は集合型あるいはリモート型とし、操作研修の会場手配や研修資料の印刷は委託者において行う。

### ③ 費用負担

本業務において、LINE株式会社に支払うメッセージ配信の利用料金（契約期間内に発生するものに限る。）については、委託者が直接LINE株式会社に支払うものとする（その分の経費は委託料に含まないこと）。

(3) 応援団の会員増加に向けたプロモーション等業務

① 応援団の広報 《一部、事業者が提案》

事業者は、応援団を広く周知するため、委託料の範囲内で、次の I に対応するとともに、II の内容により、効果的な広報施策を提案すること。

| 実施項目   | 内容・留意事項等   |
|--|--|
| <p>■必須項目</p> <p>I ポスターとチラシの作成（データで納品）</p> <p>※ 印刷及び「別紙2」の関係機関への送付は別途委託者側で対応する。</p> | <p>○ 応援団を周知し、会員を募集するためのポスター（B1版とB2版、片面カラー、1種類）、チラシ（A4版、片面カラー、1種類）を作成し、データ（PDF形式）で納品すること。（上記規格で印刷することを想定した解像度とすること）</p> <p>○ チラシは、「応援団の周知用」と「鉄道の日記念キャンペーンの周知用」の2種類作成することに留意すること。</p> <p>○ 作成に係る校正は、少なくともそれぞれ2回以上実施すること。</p> <p>○ データは、令和7年9月5日（金）までに納品すること。</p>   |
| <p>■任意項目</p> <p>II その他の広報</p> <p>※ 広告の種類や掲載内容等は事業者が提案すること。</p>                     | <p>○ 事業者は、より専門的な知見やこれまでの類似事例で蓄積したノウハウを活かし、応援団の広報に関して、全体経費の範囲内で広報施策の提案を行うこと。（例：ウェブ広告、新聞広告、情報誌への掲載、デジタルサイネージ広告 など）</p> <p>○ ウェブ広告を活用する場合は、ディスプレイ広告（Yahoo及びGoogle）、動画広告（YouTube）、SNS広告（Facebook、Instagram、X等）等による広報を検討すること。</p> <p>○ I のポスターとチラシは、委託者側で「別紙2」の関係機関に送付予定であるが、この送付先は、委託者が最低限必要と考える関係機関であり、他に広報効果が高い貼付先や活用方法等がある場合は、その手法について提案すること。</p> <p>※ 上記は例示であり、上記のうち一部を選択して実施することや、上記に記載がない他の媒体の活用を提案することも可能とする。</p> |

（広報全般に係る注意事項）

- 広報施策の提案にあたっては、応援団の周知だけでなく、「鉄道の日記念キャンペーン」の周知を含めた総合的な広報活動等について提案すること。
- 実際に広報を行う際は、事業者の提案内容を踏まえ、委託者と事業者の間で協議のうえで内容を決定するものとする。
- SNSによる拡散効果を狙うなど、より多くの地域住民をはじめ、県内外の観光客へ訴求できるよう工夫すること。
- 行政機関（県）が事務局を務める団体が運営する応援団であるため、行き過ぎた表現は使わないようにし、表現等に疑義が生じた場合は、随時委託者に相談すること。

② 「鉄道の日記念キャンペーン」の広報 《一部、事業者が提案》

委託者は、応援団のプロモーション事業の一環として、令和7年10月中（1カ月間）に、山形新幹線と県内ローカル線を活用した「鉄道の日記念キャンペーン」を実施する。

※ キャンペーンの詳細は別紙3「「鉄道の日記念キャンペーン」について」に記載のとおり。

事業者は、あらかじめキャンペーンの内容を把握した上で、キャンペーンを広く周知するため、委託料の範囲内で、次のⅠに対応するとともに、Ⅱの内容により効果的な広報施策を提案すること。

| 実施項目  | 内容・留意事項等  |
|---|---|
| <p>■必須項目</p> <p>Ⅰ チラシの作成（データで納品）</p> <p>※ 印刷及び「別紙2」の関係機関への送付は別途委託者側で対応する。</p> | <p>○ キャンペーンを周知するためのチラシ（A4版、片面カラー、1種類）を作成し、データ（PDF形式）で納品すること。</p> <p>○ チラシは、「応援団の周知用」と「鉄道の日記念キャンペーンの周知用」の2種類作成することに留意すること。</p> <p>○ 作成に係る校正は、少なくとも2回以上実施すること。</p> <p>○ データは、令和7年9月5日（金）までに納品すること。</p>  |
| <p>■任意項目</p> <p>Ⅱ その他の広報</p> <p>※ 広告の種類や掲載内容等は事業者が提案すること。</p>                 | <p>○ 事業者は、より専門的な知見やこれまでの類似事例で蓄積したノウハウを活かし、キャンペーンの広報に関して、全体経費の範囲内で広報施策の提案を行うこと。（例：ウェブ広告、新聞広告、情報誌への掲載、デジタルサイネージ広告 など）</p> <p>○ ウェブ広告を活用する場合は、ディスプレイ広告（Yahoo及びGoogle）、動画広告（YouTube）、SNS広告（Facebook、Instagram、X等）等による広報を検討すること。</p> <p>○ Ⅰのチラシは、委託者側で「別紙2」の関係機関に送付予定であるが、この送付先は、委託者が最低限必要と考える関係機関であり、他に広報効果が高い貼付先や活用方法等がある場合は、その手法について提案すること。</p> <p>※ 上記は例示であり、上記のうち一部を選択して実施することや、上記に記載がない他の媒体の活用を提案することも可能とする。</p> |

（広報全般に係る注意事項）

「① 応援団の広報」に記載している（広報全般に係る注意事項）の内容と同様。

## 2 鉄道の利用促進PR動画制作及び情報発信業務

委託する業務は、次の(1)及び(2)の内容とするが、上記2に記載の「業務の目的」をより効果的に達成するため、業務内容の追加を提案しても差し支えないものとする。

なお、PR動画の公開期間は令和7年9月24日（水）から令和8年3月31日（火）とする。

### (1) 鉄道の利用促進PR動画の制作業務 《事業者が提案》

鉄道を利用したくなるようなメッセージ性のある鉄道利用促進PR動画（1本）を制作すること。

PR動画の内容は、以下の条件を満たすものとし、企画提案書においてその内容を提案すること。

<条件>

#### (ア) 企画立案

- ・ PR動画は、鉄道に乗車するメリット（環境にやさしい、運転時間を自分時間にできる など）について伝える内容の動画とすること。

- ・ 動画の時間は、60秒程度を想定しているが、これによらず効果的な長さがあれば提案すること。
  - ・ 動画の最後に応援団を周知する内容を盛り込むこと。
- (イ) その他
- ・ 動画の内容については、委託者と協議の上で決定すること。

(2) P R動画を活用した情報発信業務 <<事業者が提案>>

P R動画が広く視聴されるよう、SNSを用いた情報発信を行うこと。

情報発信は、以下の条件を満たすものとし、企画提案書においてその内容を提案すること。

<条件>

(ア) 掲載媒体

- ・ 動画の掲載媒体については、InstagramやYouTube (いずれか片方でも可) を想定しているが、これによらず効果的な掲載媒体があれば提案すること。
- ※ 現在、委託者はSNS等のアカウントは保有していないため、広報施策の遂行に当たり、SNSのアカウント作成が必要となる場合は、その作成をサポートすること。

(イ) その他

- ・ SNS広告への流入状況等を検証・分析し、情報発信の方法等の課題対応策を業務完了までに書面にて提出すること。

#### 4 委託期間

1 「やまがた鉄道応援団」LINE公式アカウント構築・プロモーション等業務

2 鉄道の利用促進P R動画制作及び情報発信業務

いずれも、契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

#### 5 成果品の納入

委託業務が完了したときは、すみやかに業務完了報告書を作成し、提出すること。  
 なお、業務完了報告書には、事業実施状況、実施成果等を含むこと。

また、全ての業務が完了した後に、事業効果測定として業務の効果を検証し、今後の事業の方向性について分析を加えた報告を併せて添付すること。

#### 6 主なスケジュール(案)

| 1 「やまがた鉄道応援団」LINE公式アカウント構築・プロモーション等業務 |                               | 2 鉄道の利用促進P R動画制作及び情報発信業務 |            |
|---------------------------------------|-------------------------------|--------------------------|------------|
| 7月下旬                                  | 委託契約締結                        | 7月下旬                     | 委託契約締結     |
| 8月上旬～                                 | LINE公式アカウント構築、<br>広報等の準備      | 8月上旬～                    | 内容検討、準備    |
| 9月中旬                                  | 事務局に説明                        | 8～9月中                    | 動画撮影→編集作業等 |
| 9月24日～                                | LINE公式アカウント運用開始、<br>キャンペーンの周知 | 9月24日～                   | P R動画の公開   |
| 10月中                                  | キャンペーンの実施                     | ～3月31日                   | 公開を終了      |

(注) 上記は主な項目のみを抜粋し、想定されるスケジュールを記載したものの、今後、業務の進捗状況等によって変更する可能性がある。

## 7 著作権

- (1) 本業務は、著作権法(昭和45年法律第48号)に問題が生じないよう配慮すること。
- (2) 本業務により新たに発生した著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、すべて委託者に帰属するものとする。
- (3) 本業務により新たに発生した著作権は、すべて委託者に帰属するものとし、事業者は委託者の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。
- (4) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は本業務の受託者(事業者)が行うこと。
- (5) 本業務の実施による成果品は、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納品すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、事業者の責任において対応するものとし、委託者は責任を負わない。

## 8 その他の留意事項

- (1) 見積書作成上の留意事項  
事業費の積算は、区分毎に行い、それぞれの経費を明示すること。
- (2) 委託業務実施上の留意事項
  - ① 委託業務の実施にあたっては、委託者と業務内容に関する具体的な打ち合わせ・協議を行いながら進めること。
  - ② 委託業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
  - ③ 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
  - ④ 事業実施により得た情報(個人情報含む)等については、すべて委託者に帰属するものとする。
  - ⑤ 本仕様書及び別紙3(「鉄道の日記念キャンペーン」について)に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
  - ⑥ 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
  - ⑦ 本委託業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に委託者に協議し承認を得なければならない。
  - ⑧ LINE 株式会社がシステム提供を終了し、又はシステムを大幅に仕様変更することにより本業務に支障をきたす場合は、委託者と協議の上、対策を講じること。
- (3) 納品後、事業者の責めに帰すべき事由により、システムの修正・再構築が必要になった場合は、全て事業者の負担により誠実に対応すること。
- (4) 本仕様書及び別紙3(「鉄道の日記念キャンペーン」について)に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、委託者と協議し指示を受けること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。